教　保　第　７９　号
令和４年４月 21 日

各市町村教育委員会教育長　様
（関係教育事務所　経由）

岩手県教育委員会事務局
保健体育課総括課長

保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る学校生活管理指導表の保険適用について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知がありました。

今般、令和４年度診療報酬改定において、別紙のとおり、保険医療機関が、**アナフィラキシーの既往歴のある患者もしくは食物アレルギー患者**※である児童生徒等の通学する学校等の学校医等に対して、当該児童生徒等が学校生活を送るに当たって必要な情報を提供した場合に、診療情報提供として診療報酬の算定の対象となりました。

つきましては、貴管内公立幼稚園、小・中・義務教育学校に周知いただきますようお願いします。

また、各学校等において学校生活管理指導表（以下「管理指導表」という。）の提出を求める場合は、下記に留意の上、御対応いただきますよう御指導願います。

記

１　管理指導表の学校等への提出について

(1) 管理指導表の発行については、本人・保護者が医療機関から管理指導表の発行を受け、学校等に提出する従来の方法で差し支えないこと。

(2) 当該児童生徒等が通学する学校名及び学校医等を管理指導表に記載するなど医療機関に伝える必要があること。（別紙記載例参照）

(3) 当該児童生徒の主治医と学校医が同一の場合は、診療情報の提供の対象とならないため、診療報酬の算定の対象外であること。従って、文書料が発生することについて、保護者に対して説明する必要があること。

２　学校医への情報共有について

診療を行う医療機関の主治医から保護者等を介して学校等に交付される管理指導表は、当該学校の学校医に対する診療情報の提供である趣旨に鑑み、学校医へ適切に情報共有する必要があること。

※　学校生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者若しくは食物アレルギーあり（除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は明らかな症状の既往及びＩｇＥ抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。）に該当する患者。

【 担 当 】学校健康安全担当
指導主事　遠藤　明子
Tel 019-629-6188　Fax 019-629-6199
E-mail:　akiko-endo@pref.iwate.jp